

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

雲 南 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 雲南市全域

(1) 現況

本地域は、斐伊川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、棚田等において稲作経営等が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいこと、加えて、高齢化、人口減少が進んでおり、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障や農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増大することが懸念される状況となっていることから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、経済的（エコノミー）で環境にも配慮（エコロジー）したエコエコ農業の推進を図り、良質米生産のブランド化を目指していることもあり、地域において環境負荷の少ない営農方式を普及することが必要となっている。

以上のことから、地域の実情に即した担い手の育成や地域あげての多面的機能の発揮に向けた活動を進めていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理や担い手農家の負担軽減を図るため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域では、集落における営農の継続や農地の維持及び集落機能等を強化していくために、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

さらに、環境負荷の少ない営農方式を普及・定着させるため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進する。

以上により、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|--|------------------------------|
| ① | 雲南市全域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業 |
| ② | <p>大東町</p> <p>【大東地区】 越戸、古城、田中上、新庄西、新庄東 新庄南、清田、金成上、金成下</p> <p>【春殖地区】 大月谷、越前、針江、荒井町、城之越 松尾、鶴</p> <p>【幡屋地区】 奥遠所、中遠所、下遠所、宮之谷 宮内谷、西谷、幡屋中組、社日線 幡屋下組、幡屋上組、岩根、九量 西廻、大多和尾サ垣</p> <p>【佐世地区】 本郷、若木、師弟、川筋、後谷、杉谷 中筋、芹谷、免別、半戸、宮下、宮上 表佐世</p> <p>【阿用地区】 清久下、東上、宮内、上市場、明賀谷 中盛、下岡、横手谷</p> <p>【久野地区】 春石、大井、長谷、下区、久野上組 殿居敷、久野下組</p> <p>【海潮地区】 山王寺本郷、和野、薦沢、須賀上 須賀下、八所、引坂、北村、中屋 南村、小河内、小河内なぎ、刈畑 森木、奥山</p> <p>【塩田地区】 塩田、箱淵 加茂町</p> | 法第3条第3項第2号に掲げる事業 |

| | |
|--|--|
| <p>【加茂地区】 立原、近松、南加茂、神原東、三代大竹、延野、大崎、岩倉、東谷谷昭和、砂子原、東谷北木次町</p> <p>【山方・里方地区】 新塔、共和、北側、上口、浜谷</p> <p>【西日登地区】 芦原、瀬の谷、引野、大島、久の元水谷、能間、案内、吉井下</p> <p>【東日登地区】 東大谷、天殿、小川上、坂本口、万場</p> <p>【寺領地区】 川上上、川上下、新殿、古殿、井戸上宇山、下宇山、城角、大川上</p> <p>【宇谷地区】 市井原、仲田、本谷中、本谷下、中谷</p> <p>【湯村・平田地区】 槻の屋、門、湯村本郷、八か原、石山方、尾原、</p> <p>【上熊谷】 正理 三刀屋町</p> <p>【一宮地区】 給下中、高窪屋内、高窪後谷 古城1、古城後谷</p> <p>【飯石地区】 上熊谷、多久和第1、多久和下口 大倉1、樋の口谷、粟谷</p> <p>【鍋山】 上乙多田、下乙多田、深谷上、深谷下 榎原、坂本桧杉谷南側、坂本郷、加食田 宮内、殿河内、軍谷、後根波、 殿河内第2</p> <p>【中野地区】 神代、中野、六重、須所 吉田町</p> | |
|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| | <p>【吉田地区】 芦谷、杉戸、梅木、菅谷かつらぎ 木の下、川尻、大吉田上、大吉田下 宇山、民谷、曾木、女鹿山・大迫・小川内 本郷上口、本郷下口、後山、深野、三谷 小木、大宝 掛合町</p> <p>【掛合地区】 川上、井原谷、大向、穴見谷、西側 郡、松尾、西谷</p> <p>【多根地区】 上多根、中多根、萱野、舟津、下多根 志食、長迫</p> <p>【松笠地区】 菅原、保関谷、大谷、矢谷、中組、下組 北迫、滝谷</p> <p>【波多地区】 上刀根、下刀根、宮内、朝原、柄栗、郷 小原、田上</p> <p>【入間地区】 本谷、出来山、寺谷上、寺谷下、穴見</p> | |
|--|---|--|

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項各号の事業の推進を図るため、地域での調整や事務的支援を担う者の設置など多面的機能発揮促進事業を円滑に進める体制整備に努める。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

以下は別紙に記載

別紙

1 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

雲南市内全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って

も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象（田1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地8度以上15度未満）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は

集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成31年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、土壌・日照等により生産条件が集落内の他の農地に比べて不利な農地で、その集落において今後維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ平成31年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成31年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、平成26年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を市町村長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場

合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

2 集落協定の共通事項

（市町村長の判断による要件緩和を認める場合）

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha

以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準じる者として認定するものは下記の要件①又は②のどちらかを満たすものとする。

ア. 認定農業者に準ずる者とは、雲南市農業経営改善計画認定基準を満たす者又は雲南市地域水田農業ビジョンに掲載されている者など市長が認定する者とする。

イ. 年間農業従事者日数が150日以上、基幹的農業従事者を有している農業所得が100万円以上の経営体

4 その他必要な事項

(1) 土地改良通年施工に係る事業の概要

雲南北地区県営中山間地域総合整備事業

(2) 耕作放棄地の復旧に対する支援

耕作放棄地の復旧は「耕作放棄地再生利用緊急対策」を活用しつつ推進する。

(3) 交付金の使用方法

雲南市の交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

① 市は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

② 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から交付金額の概ね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されること、及

び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

ただし、集落協定内で協議し協定内で合意が得られた場合はその限りではない。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての

活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費（として、地区管理者に支払う額）

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活

動に要する経費

(カ) 加算措置（規模拡大加算、土地利用調整加算、小規模・高齢化加算、法人設立

加算）適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経

費

(ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）

(ケ) その他（総会、研修、作業後の慰労会等で飲食費を支出する場合には、良識の範囲内で支出すること。）

③ 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

（注）農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業

受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合っ

(2) 個別協定の場合

市は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。